

11月30日(日)千葉県教育会館にて開催された「県立校担当者研修会」に参加させて頂きました。県立校担当者対象の講習会開催は昨年に続き、2度目の開催であり多数の先生方が参加され活気のある講習会であった。

研修内容として、まず千葉県教育長教育振興部学校安全保健課主査 春田洋平先生より「県立校における検査の要点と注意すべき事項」についてご講演を頂いた。

環境衛生とは、「人間を取り巻く環境を改善・保全し、疾病の原因となる条件を除外し、健康の保持増進を図ること」である。学校においては、児童生徒等及び教員が長時間生活をする場所であるため、心身の健康の保持増進を図る必要がある。これらを学校保健安全法で、「学校環境衛生基準」として定められている。しかし、「学校環境衛生基準」に基づいた定期検査は、同じく定められている「健康診断」と異なり必ずしも実施されていない状況があり、子供の適切な学習環境の確保を図るためには、定期検査実施と検査結果に基づいた維持管理や改善が求められている。

学校保健安全法における学校薬剤師の職務執行は、『①学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与する ②環境衛生検査に従事すること ③学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと』である。適切な環境維持に努めなければならない責務は学校の設置者(校長)であり、学校薬剤師は、養護教員(コーディネーターの役割)などを通じて、明確に指導及び助言を行うべきであると言う言葉が印象に残った。

また、定期検査項目のなかで、今回は学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等の備品の管理についての詳細な説明がされた。シックハウス症候群及び化学物質過敏症に対して、教職員や教員委員会の当該疾病に対する理解・適切な対応が必要と指摘された。最後にノロウイルス対策、危険ドラッグの現状についての話を受けた。

次に愛知県学校薬剤師会副会長 木全勝彦先生より「学校環境検査の理論と問題があった際の事後措置~空気検査を中心に~」についてご講演を頂いた。愛知県学校薬剤師会の基本方針は、スピード感と職務の確実な実行が大切であり、環境衛生検査の完全実施の推進・徹底、管理に係る指導の平準化と助言及び職務の標準の研鑽(独自の教本作成)とのことである。異常値があった場合は、その原因究明及び改善が必要であり、次年度の再発防止のためのフィードバックが大切である。

近年、気密性の高い建物が増えているため、二酸化炭素が高濃度になりやすいとのことである。また、教室の隙間やドアのガラリへの目張りなどを行っている教室の確認が必要である。一酸化炭素は燃焼器具の不完全燃焼が原因であるためフィルター等の掃除が必要であるとのことであった。また、検査実施時期(揮発性有機化合物は再検査を含め夏場に実施、NO<sub>2</sub>検査は燃焼器具使用下)、検査実施の意味及び必要性についても再考する必要があると思われた。一方、温度・相対湿度測定は、基本的にアスマン通風乾湿計にて測定する。同等以上の方法としてバイメタル式温度・湿度計などが幾つかあるが、通風乾湿計との相関性をとっておく必要があるとのことであった。

今回の講習会で、学校薬剤師は教職員との連携が大切であり、学校保健計画の立案から積極的に参加し、検査結果のフィードバック・指導により適切な改善を行う等して学校環境衛生を維持するため、更なる努力する必要があると思われた。